

<p>長時間訪問看護加算 特掲診察料の施設基準等別表第八に掲げる者とは、以下のいずれかに該当です。</p>	<p>在宅悪性腫瘍等患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレの使用 留置カテーテルの使用 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人口膀胱の設置 真皮を越える褥瘡 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定</p>
<p>特別管理加算</p>	<p>(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 (Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を3日以上行う必要がある状態</p>
<p>退院時共同指導加算 (1回 がん末期は2回まで)</p>	<p>病院や介護老人保健施設に入院、入所中の利用者様が退院、退所されるにあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が病院へ出向き、共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合</p>
<p>退院支援指導加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者様が、医療機関から退院した日に看護師が療養上の指導を行った場合 (退院日に複数回訪問し、指導に要する時間が90分を超えた場合)</p>
<p>複数名訪問看護加算</p>	<p>イ. 看護師と訪問（1日/週） 4,500円 ロ. 看護補助者と訪問（3日/週、ハを除く） 3,000円 ハ. 看護補助者と訪問 (1) 1回/日（厚生労働大臣が定める場合に限る） 3,000円 (2) 2回/日 6,000円 (3) 3回以上/日 10,000円</p> <p>以下が対象者となる。</p> <p>①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けているもの ③特別管理加算の対象者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤一人での看護が困難である場合（看護補助者に限る） ⑥その他状況判断で①～④に準ずると認められる者（看護補助者に限る）</p>
<p>門管理加算（1回/月）</p>	<p>緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、計画的な管理を行った場合</p>